

第3節 災害救助法等運用体制整備計画

災害救助法等運用体制整備計画

□総務課防災危機管理室

【基本方針】

大規模災害の場合は通常災害救助法が適用されるが、市の担当者はその運用に際し災害応急対応時に混乱を生じることのないよう、日頃から災害救助法の適用条件や同法律の内容等に習熟するとともに、同法律に関する市独自の運用マニュアルを整備しておくものとする。

【計画目標】

1. 災害救助法の運用習熟計画

(1) 災害救助法運用要領の習熟

市は、災害救助法に基づく災害救助の基準や運用要領に習熟し、それに対応した体制を整備する。

(2) 災害救助法実務研修会等

市の担当者は、災害発生時の災害救助法に基づいた各業務について、これらを円滑かつ的確に推進し、有事の際の災害救助体制に万全を期するため、県の行う災害救助法実務研修会や自己研さん等により、その内容に充分習熟しておくものとする。また、市防災担当者は庁内会議や研修会を通じて習熟した内容について市職員へ水平展開し、市職員の災害救助法に関する知識の向上に努めるものとする。

(3) 必要資料の整備

市は、「災害救助の運用と実務」(災害救助実務研究会)、福岡県災害救助法施行細則等、災害救助法運用に際して必要となる資料を整備しておくものとする。

2. 運用マニュアルの整備

市は、災害救助法等の適用申請から適用を受けた後の運用方法について、県の指導を受け災害救助法の適用された事例を参考にして、わかりやすいマニュアルを作成するものとする。